

薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 3 号

薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年薩摩川内市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 1 9 条第 7 項中「月額 of 会計年度任用職員」の次に「の期末手当の支給」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（会計年度任用職員の勤勉手当）

第 1 9 条の 2 勤勉手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する月額 of 会計年度任用職員のうち、任期が 6 箇月以上である者に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 任期の定めが 6 箇月に満たない本市の会計年度任用職員の 1 会計年度内における任期の合計が 6 箇月以上に至ったときは、当該会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが 6 箇月以上の会計年度任用職員とみなす。

3 6 月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで本市の会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に本市の会計年度任用職員として任用された者の任期（6 箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の合計が 6 箇月以上に至ったときは、第 1 項の任期の定めが 6 箇月以上の会計年度任用職員とみなす。

4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 会計年度任用一般職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 1 0 0 分の

1 0 2 . 5 を乗じて得た額の総額

(2) 会計年度任用短時間職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

- 5 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において、会計年度任用一般職員にあってはその者が受けるべき給料及びこれに対する地域手当、会計年度任用短時間職員にあっては月額により定められた報酬とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、勤勉手当の支給方法については、給与条例第32条の規定により支給される勤勉手当の例によるものとする。
- 7 給与条例第30条及び第31条の規定は、月額の会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(薩摩川内市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 薩摩川内市職員の育児休業等に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第47号）の一部を次のように改正する。
第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）」を削る。
第8条中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改める。
(薩摩川内市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
- 3 薩摩川内市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第292号）の一部を次のように改正する。
第20条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。